

アンテナショップ催事出展支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、アンテナショップ催事出展支援金（以下「本支援金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本支援金は、県内に事業活動の拠点を有する小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者及び概ね常時使用する従業員の数が20人以下の食品製造事業者、生産加工グループ、民工芸事業者その他のこれらに類似する事業を営む者。以下「事業者」という。）が、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」（以下「アンテナショップ」という。）において事業者等が営む事業に係る商品の情報発信を行うとともに商品に対する消費者の意見等を直接把握するための出展販売及び催事出展（以下「出展」という。）に必要となる経費の負担を軽減することにより、首都圏への販路拡大や商品開発等へ寄与することを目的として交付する。

(支援金の交付)

第3条 県は、交付目的の達成に資するため、事業者等に対し、出展日数及び出展に従事する従業員等の人数に応じて別表に定める基準額により算定して得た額を、本支援金として予算の範囲内で交付する。なお、算定して得た額に予算の残額が満たないと判明した場合でも申請を受け付け、算定して得た額に満たない額を交付することができることとする。

2 本支援金とは別に国又は地方公共団体等から本支援金と同様の目的での補助金等の交付を受けている又は受けようとしている場合には、本支援金を交付しないものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本支援金の交付申請は、出展した日の翌月の15日又は出展する日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とする。

(交付決定の時期等)

第5条 本支援金の交付決定は、規則第18条第1項による額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から起算して20日以内に行うものとする。

2 本支援金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、規則第5条の交付申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本支援金の交付について必要な事項は、令和の改新戦略本部政策戦略局東京本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 25 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以降に開始する出展から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

< 基準額：1 人当たり >

催事日数 区分	1 日間	2 日間	3 日間	4 日間以上
通常	30, 000 円	35, 000 円	40, 000 円	45, 000 円
チャレンジ商品制度と併用する場合（1 人分のみ）	37, 500 円	50, 000 円	62, 500 円	75, 000 円